平成２５年（フ）第９号
長崎県松浦市星鹿町牟田免401番地　介護老人保健施設よかとこ、住民票上の住所長崎県松浦市志佐町浦免287番地１
債務者　川口味津樹
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月13日午前10時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
静岡県御前崎市御前崎32番地の46
債務者　三宅　潮子
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６３号
静岡市葵区松富１丁目１番９―307号、旧住所静岡市葵区井宮町69番地
債務者　大石　勝利
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９号
静岡市葵区幸町３番地の９　幸町永田ビル303号
債務者　見澤　清美
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６号
静岡市清水区折戸３丁目11番11号　折戸市営団地1127
債務者　下村　晴夫
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７８号
栃木県宇都宮市陽東５丁目６番14号　メゾンユートピア201号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市御幸ヶ原町170番地８
債務者　平尾　佐知（旧姓橋岡）
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６９１号
東京都世田谷区船橋５丁目26―２―701
債務者　山之内　勲
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６９５号
東京都世田谷区深沢３丁目９―２―205
債務者　山崎　重雄
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６９７号
東京都江戸川区清新町２丁目８―３―916
債務者　戸舘　光男
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７２７号
東京都大田区大森北３丁目35―１―205
債務者　石川　知佐
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７４５号
東京都墨田区向島２丁目６―16―402
債務者　板垣愛こと　左　　愛徳
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７６１号
東京都江東区千石３丁目５―10―201
債務者　笠井　耕治
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７６２号
埼玉県白岡市高岩729番地１　ニューホワイトヒルⅡ―102
債務者　岩上　　聡
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７６３号
神奈川県横浜市緑区三保町2383―103
債務者　塩谷ひとみ（旧姓荒川）
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７６４号
東京都文京区白山２丁目12―20
債務者　田崎　裕美（旧姓菊池・石崎）
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部